

《平成26年度公表》
足利市の人事行政の運営などの状況(給与・定員管理等の状況)

「足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

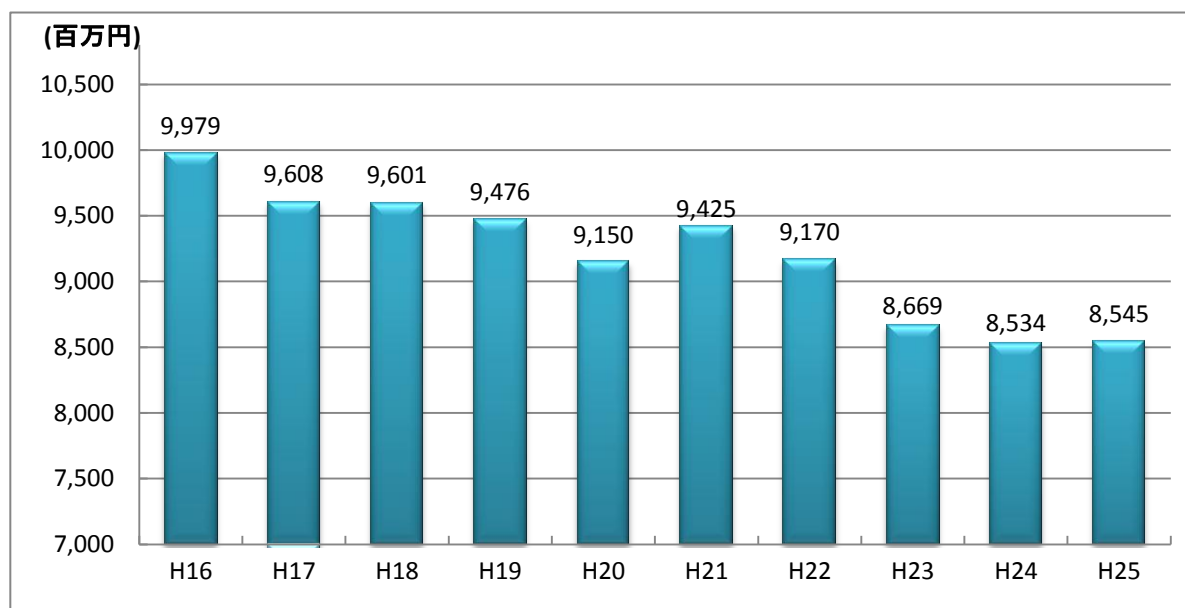
1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	153,526	48,739,141	1,553,793	8,544,518 (8,023,494)	17.5 (16.5)	17.9 (16.8)

(注) 人件費及び人件費率の()内は、正副市長、市議会議員、各種委員などの特別職に支給される給料、報酬などを除いたものです。

(2) 人件費の推移(普通会計決算)



(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1,007	千円 3,810,688	千円 830,814	千円 1,416,300	千円 6,057,802	千円 6,016	千円 6,218

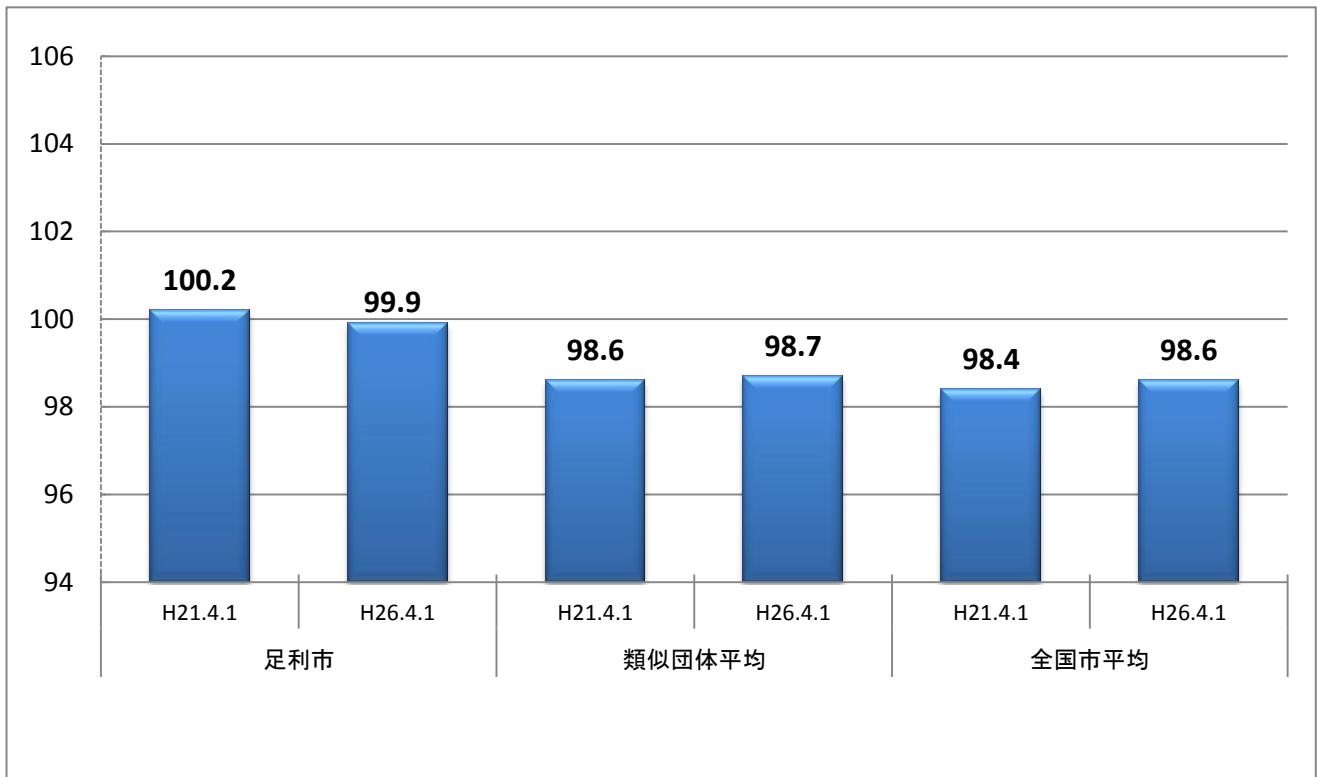
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(4) 特記事項

(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

(5) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
足利市	43.4歳	337,400円	410,914円	365,463円
栃木県	44.5歳	346,559円	424,472円	376,851円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	43.8歳	336,044円	424,955円	377,806円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
足利市	49.5歳	103人	316,600円	363,172円	333,319円	—	—	—	—
うち 清掃職員	47.4歳	36人	307,800円	361,422円	324,567円	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.24
うち 用務員	52.2歳	14人	324,900円	358,193円	343,971円	用務員	53.7歳	202,700円	1.77
うち 自動車運転手	51.5歳	14人	328,700円	394,186円	342,729円	自家用自動車運転者	50.6歳	232,700円	1.69
栃木県	51.3歳	309人	347,200円	395,136円	373,628円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	87人	324,005円	372,782円	346,720円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
足利市	—	—	—
うち 清掃職員	5,653,364円	3,980,600円	1.42
うち 用務員	5,676,116円	2,809,400円	2.02
うち 自動車運転手	6,090,532円	2,869,100円	2.12

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21～23年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	足利市	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	265,556円	354,425円	391,458円	409,717円
	高校卒	—	332,788円	359,913円	389,640円
技能労務職	高校卒	—	282,033円	311,886円	326,767円
	中学卒	—	—	308,175円	324,000円

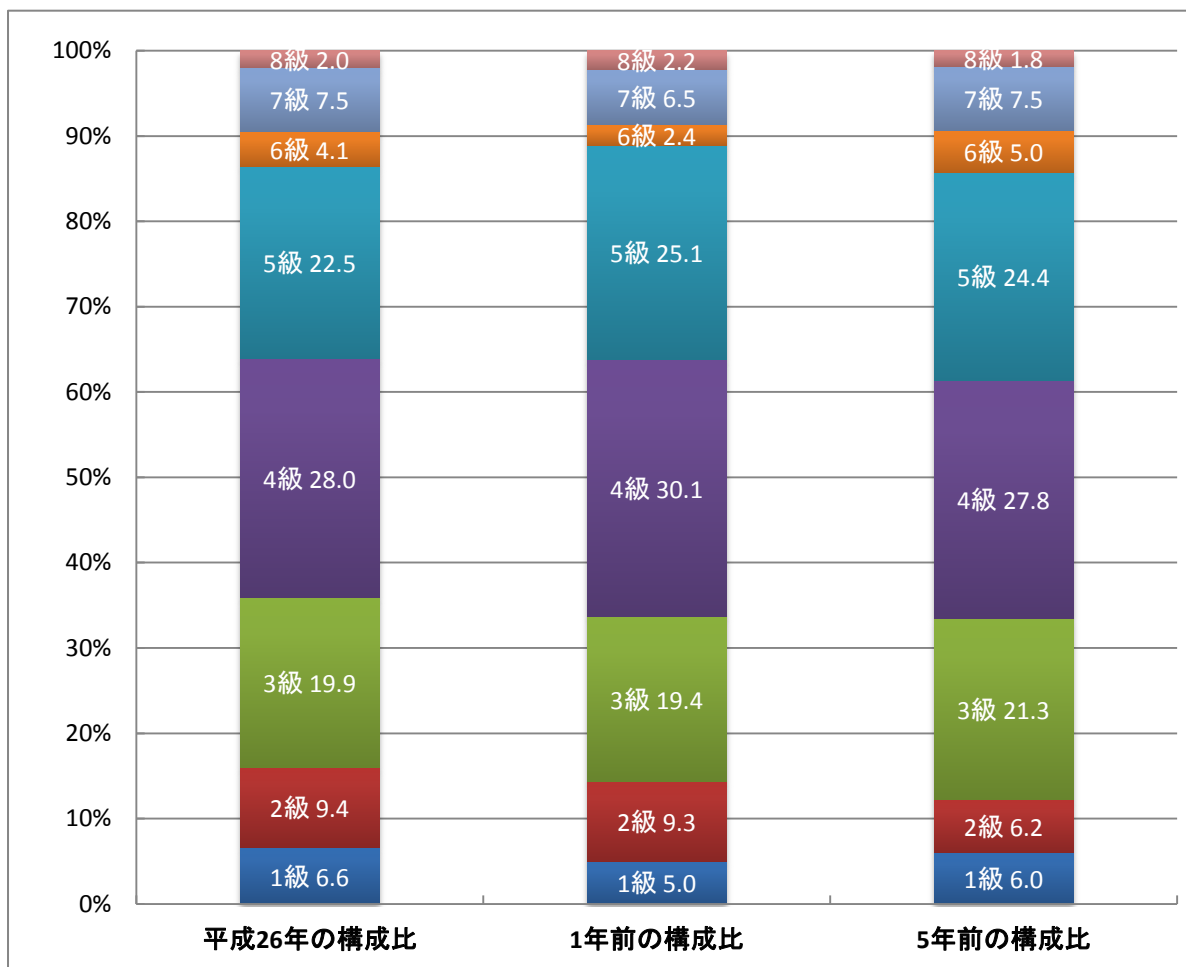
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹 副主幹	課長補佐	参事 課長	部長 副部長
職員数(人)	40	57	120	169	136	25	45	12
構成比(%)	6.6	9.4	19.9	28.0	22.5	4.1	7.5	2.0
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円	413,000円
最高号給の給料月額	243,700円	307,800円	354,700円	388,300円	400,600円	422,600円	456,200円	478,200円

(注) 1 足利市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

足利市は、他自治体に先駆けて昭和32年に勤務評定制度を導入しました。平成12年2月には、「足利市人材育成基本方針」を策定しました。方針に掲げられた内容に則して、職員一人ひとりの人材育成を主眼としつつ、人的資源の最大活用と組織の成果の向上を図ることを狙いとして評定制度の再構築を行い、現在の勤務評定制度が平成15年に完成しました。評定は、地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に勤務成績の評定を実施しています。(内容の詳細については、足利市職員の勤務評定実施規程を参照)

②昇給への勤務成績の反映状況

足利市は、従来から、勤務成績不良者に対しては昇給及び昇格抑制措置を実施しています。また、平成19年4月昇給からは課長級以上、平成20年4月昇給からは副主幹級以上の昇給を5段階に区分し、勤務評定結果等に基づいて昇給を決定しています(査定昇給制度)。それ以外の職員については、従来どおり、勤務評定結果等に基づいて下位区分を決定し、それ以外をすべて標準区分としました。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

足利市		栃木県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,404千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,595千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~22%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	
—		—		(特例減額措置の状況) 国家公務員の給与改定及び臨時 特例に関する法律に基づくもの ・特例減額措置 ▲9.77%	

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

主幹級以上の職員について勤務実績を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

足利市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~79,200円×60月分)	
1人当たり平均支給額	12,862千円	23,583千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日)

区 分		全職種		
支給実績(25年度決算)		18,877千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		65,093円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		26.6%		
手当の種類(手当数)		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(25年度決算)
市税等の事務に従事した職員の特殊勤務手当	市税等事務に従事した職員	市税の調査、検査	日 200円	539千円
		市税、税外収入金の徴収整理等	日 300円	
社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法による窓口業務	月 3,000円	696千円
行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員	行旅死亡者の取扱い	1回 6,000円	—
		行旅病人の救護	1回 2,000円	—
養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員	入所者の生活指導又は介助に従事	月 3,000円	36千円
		死亡者の納棺作業に現に従事	1回 4,000円	
感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事した職員	患家の消毒等	日 400円	—
放射線取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	放射線取扱作業に従事した職員	放射線取扱作業に従事	日 250円	57千円
汚物処理作業等に従事した職員の特殊勤務手当	汚物処理作業等に従事した職員	し尿処理作業	日 600円	5,656千円
		自動車運転業務	日 600円	
		下水道管きよ清掃又は修理作業	日 1,000円	
		その他汚物処理作業	日 550円	
斎場業務に従事した職員の特殊勤務手当	斎場業務に従事した職員	バスの運転	日 1,200円	1,045千円
		その他斎場の管理運営	日 1,000円	
病虫害防除作業等に従事した職員の特殊勤務手当	病虫害防除作業等に従事した職員	病虫害防除又は駆除作業	日 300円	—
道路整備等に従事した職員の特殊勤務手当	道路整備等に従事した職員	道路等の簡易舗装作業	日 200円	581千円
電気主任技術者の特殊勤務手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	72千円
用地交渉業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得等交渉業務(長期にわたるもの)	日 200円	—
ボイラー取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	ボイラー取扱作業に従事した職員	ボイラー取扱主任1級の資格を有する施設の取扱主任者	月 2,500円	36千円
		その他ボイラーの取扱作業	月 1,500円	
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	火災発生時に出勤 (はしご車による消火業務)	1回 300円 (200円加算)	9,570千円
		救急業務のため出勤 (救急救命士の資格を有し、当該業務に従事)	1回 150円 (200円加算)	
		救助業務のため出勤 (現に救護をした職員)	1回 200円 (200円加算)	
		自然災害等が発生し、または発生するおそれのある場所における現場業務	1回 300円	
		機関員の業務	100円加算	
		夜間特殊業務	1回 250円	
バスの運転に従事した職員の特殊勤務手当	定員10人以上のバスの運転に従事した職員	1日の走行距離が100キロメートル以上の場合	日 500円	408千円
		1日の走行距離が100キロメートル未満の場合	日 400円	
建築主事の特殊勤務手当	建築主事	建築物審査業務	月 5,000円	180千円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	366,548千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	331千円
支給実績(25年度決算)	357,030千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	327千円

(5) その他の手当(平成26年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族(年齢制限等有り) 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	129,483千円	236千円
住居手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 なし (ただし経過措置として22年度末時点で支給を受けていた者に対し、25年度まで月額2,000円を支給)	異なる (持家に対する経過措置なし)	72,927千円	120千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	46,326千円	49千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	119,497千円	716千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員職に応じて1回6,000円～10,000円(6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	1,218千円	21千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	16,847千円	129千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	42,134千円	508千円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	1,015,000円	1,015,000円/957,900円
	副市長	836,000円	836,000円/820,800円
報酬	議長	587,000円	615,000円/587,000円
	副議長	537,000円	550,000円/537,000円
	議員	498,000円	510,000円/498,000円
期末手当	市長 副市長	・25年度支給割合 2.95月分 ・加算措置の状況 45%加算	
	議長 副議長 議員		
退職手当	市長	(1期の手当額) 1,015,000円×在職月数×0.4(任期毎)	19,488,000円
	副市長	836,000円×在職月数×0.29(任期毎)	11,637,120円
通勤手当	市長	・交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	
	副市長		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 市議会議員には、その調査研究に資するために必要な経費の一部として、年額720,000円の政務活動費が交付されます。(残余が生じた場合は返還)

6 職員の任免の状況

(1) 採用試験の実施状況(平成25年度実績)

試験区分	受験者(人)	合格者(人)	倍率(倍)
行政	168	24	7.0
行政(スポーツ)	19	2	9.5
行政(身体障がい者)	6	1	6.0
土木	2	0	—
建築	2	0	—
消防	14	3	4.7
消防(救急救命士)	8	1	8.0
保健師	8	2	4.0
管理栄養士	21	3	7.0
保育士	24	3	8.0
行政(社会人)	162	3	54.0
土木(社会人)	35	1	35.0
建築(社会人)	5	1	5.0
計	474	44	10.8

(2) 退職の状況(平成25年度実績)

区分	人数
定年	39
自己都合	13
死亡	1
免職	1
計	54

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

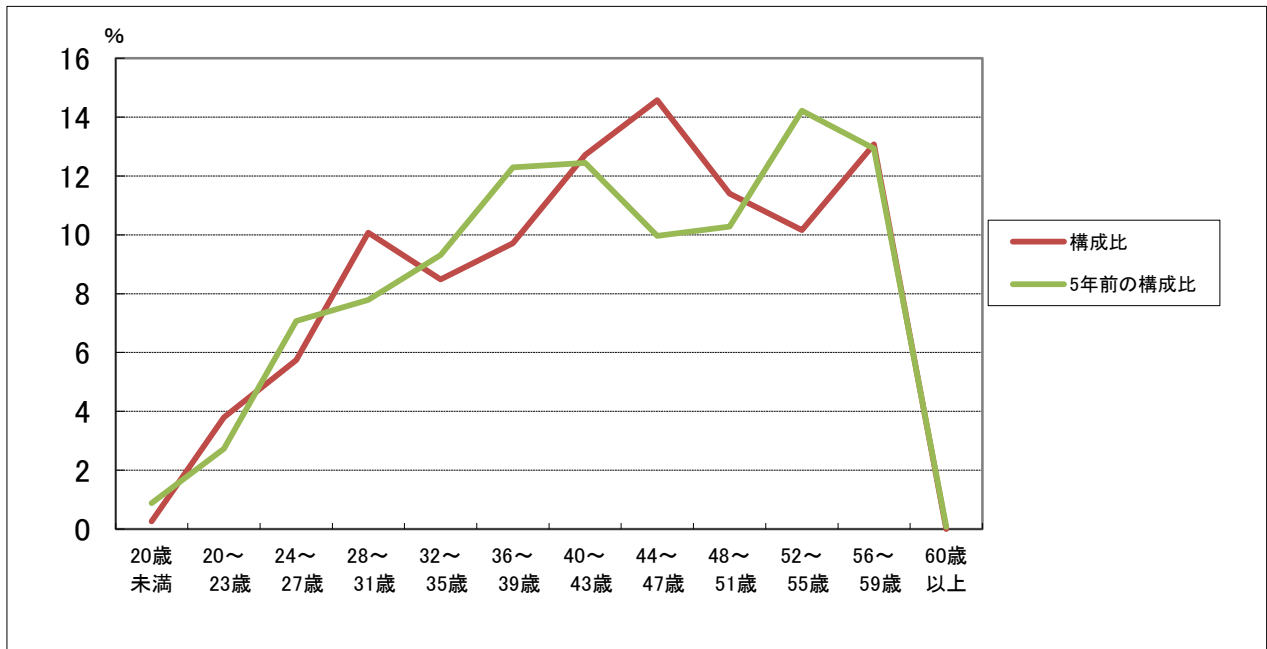
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	10	1	休職に伴う人員補充 事務の統廃合による減など クラウド化による事務合理化など ねりんピック開催に伴う業務増など 事務の統廃合による減など 産業開発業務の増 用地買収業務の強化など
		総務	158	151	-7	
		税務	62	60	-2	
		民生	173	177	4	
		衛生	111	111	0	
		労働	3	3	0	
		農林水産	28	27	-1	
		商工	20	22	2	
	土木	105	107	2		
		計	669	668	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.51人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 42.51人)
	教育部門	177	174	-3	一般給食の民間委託など	
	消防部門	174	174	0		
	小計	1,020	1,016	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.18人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.10人)	
公営企業等会計部門	水道	47	43	-4	徴収・窓口業務の民間委託など 事務の統廃合による減など 事務の統廃合による減など	
	下水道	20	19	-1		
	その他	55	54	-1		
	小計	122	116	-6		
合計		1,142 [1,543]	1,132 [1,543]	-10 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.73人	

(注)1 職員数は一般職の職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、補助職員及び非常勤職員を除きます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 43	人 65	人 114	人 96	人 110	人 144	人 165	人 129	人 115	人 148	人 0	人 1,132



(3) 職員数の推移

① 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		724	711	692	680	669	668	-56 (-7.7%)
教育		199	185	183	177	177	174	-25 (-12.6%)
消防		176	175	173	176	174	174	-2 (-1.1%)
普通会計計		1,099	1,071	1,048	1,033	1,020	1,016	-83 (-7.6%)
公営企業等会計計		146	141	134	128	122	116	-30 (-20.5%)
総合計		1,245	1,212	1,182	1,161	1,142	1,132	-113 (-9.1%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

② 採用者・退職者数

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
職員数(4月1日現在)	1,245	1,212	1,182	1,161	1,142	1,132	
退職者数(4月1日～翌年3月31日)	58	55	42	42	54		251
採用者数(翌年4月1日採用)	25	25	21	21	44		136
削減人数	-33	-30	-21	-21	-10		-115

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)24年度の 総支出に占める 職員給与費比率
25年度	千円 3,483,612	千円 196,917	千円 474,565	% 13.6	% 15.0

(注)1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給与金及び法定福利費の合計です。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 46	千円 183,483	千円 28,968	千円 68,709	千円 281,160	千円 6,112	千円 6,122

(注)1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給与金を含まない。)

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	46.3歳	341,252円	402,817円
足利市(公営企業除く)	42.6歳	324,192円	398,627円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		足利市(公営企業を除く)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,462千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,404千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.35月分	期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)	
24・25年度退職者すべての1人当たり平均支給額	18,305千円		1人当たり平均支給額	12,862千円	23,583千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日)

区 分		全職種		
支給実績(25年度決算)		36千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		36,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		2.13%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(25年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	36千円

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	7,916千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	203千円
支給実績(25年度決算)	9,260千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	237千円

オ その他の手当(平成26年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養 手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	8,216千円	211千円
住居 手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 なし (ただし経過措置として22年度末時点で支給を受けていた者に対し、25年度まで月額2,000円を支給)	異なる (持家は新築・購入から5年間のみ支給)	2,320千円	70千円
通勤 手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	2,173千円	53千円
管理職 手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	6,005千円	751千円
管理職 特別勤 務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	0千円	0千円
夜間勤 務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	959千円	240千円
休日勤 務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の 総支出に占める 職員給与費比率
25年度	千円 162,152	千円 38,048	千円 22,481	% 13.9%	% 10.0

(注)1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給与金及び法定福利費の合計です。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 3	千円 12,095	千円 2,138	千円 4,345	千円 18,578	千円 6,193	千円 6,083

(注) 1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給与金を含みません。)

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	44.3歳	346,033円	392,886円
足利市(公営企業除く)	42.6歳	324,192円	398,627円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		足利市(公営企業を除く)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,448千円		1,404千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

工業用水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)	
		1人当たり平均支給額		12,862千円	23,583千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。(工業用水道事業は退職者なし)

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日)

区分	全職種			
支給実績(25年度決算)	36千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	36,000円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	33.33%			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(25年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	36千円

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	404千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	135千円
支給実績(25年度決算)	895千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	298千円

オ その他の手当(平成26年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,500円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	260千円	130千円
住居手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 なし (ただし経過措置として22年度末時点で支給を受けていた者に対し、25年度まで月額2,000円を支給)	異なる (持家は新築・購入から5年間のみ支給)	624千円	312千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	102千円	51千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	0千円	0千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	0千円	0千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	221千円	221千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

9 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分(月曜日から金曜日の5日間で割り振り)
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始・終了時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後0時～午後1時
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
週休日	土・日曜日

(注) 職務又は職場の特殊性により、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇・休業

名称	実績(平成25年度)	備考
年次有給休暇	平均取得日数 7.6日	1年度につき20日与えられ、1日又は1時間を単位として取得することができます。1年度において取得残日数が生じた場合は、20日までを翌年度に繰り越すことができますが、1年度の年次有給休暇は40日を超えることはできません。
病気休暇	平均取得日数 2.9日	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができます。期間は90日以内です。
特別休暇	平均取得日数 7.6日	公民権の行使、ボランティア、結婚、出産、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当である場合に取得することができます。条例で定められた日数又は期間以内。
介護休暇	取得者数 1人	配偶者、父母、子、配偶者の父母等について、負傷、疾病又は老齢により介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができます。期間は6月以内です。
育児休業	取得者数 33人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。期間中は無給です。
育児部分休業	取得者数 29人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。1日を通じて2時間以内で給与は減額して支給となります。

10 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(平成25年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	7	0	7

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分者数(平成25年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	3	0	0	1	4

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

11 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法第30条)

(2) 地方公務員法に定められている職員の義務等

- ・サービスの宣誓
- ・法令等及び上司の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

(3) 営利企業等の従事の状況(平成25年度)

報酬を得て事業又は事務に従事する場合	6件
--------------------	----

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

主な免除事由

- ・健康診断の受診
- ・地方公務員法42条に基づく厚生事業への参加

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況(平成25年度)

① 足利市単独研修

区分	研修名	内容	受講者数	
基本研修	新採用職員研修	サービス・倫理、財務基礎、観光案内、施設実地研修等	20	
	初級職員研修	コミュニケーション、契約、議会、まちづくり等	21	
	中級職員研修	法制執務、市財政、人権等	16	
	JST	リーダーの役割、マネジメントの基本等	28	
	新任副主幹研修	マネジメント、メンタルヘルス、議会对応、勤務評定等	22	
	新任課長研修	市長講話、議会对応	8	
	幹部セミナー(特別研修)	講演会	77	
専門研修	技能労務職員研修	副市長講話、サービス等、接遇、人権教育	20	
	通信研修(新任副主幹)	監督者向け通信研修	20	
	自己啓発支援助成	資格取得、通信研修の助成	70	
	防災研修	地域防災計画等	28	
	人権講演会(特別研修)	ハラスメント対策講座	64	
	交通安全研修	啓発ビデオ上映及び講義	97	
	人権問題研修	講演及び啓発映画上映	1,147	
	中堅職員事前研修	法的知識、行政判断、小論文等	128	
	評価者研修	勤務評定	5	
	地方自治法研修	地方自治法の基礎知識	30	
	行政法研修	行政法の基礎知識	51	
	民法研修	民法の基礎知識	40	
	地方公務員法研修	地方公務員法の基礎知識	25	
	財務担当者研修	法令遵守、財務基礎、契約手続き、会計事務	103	
派遣研修	補助職員研修	組織・サービス、接遇	28	
	各種派遣研修	市町村アカデミー		19
		国際文化アカデミー		2
		全国建設研修センター		2
		東京財団週末学校		0
		プラチナ構想スクール		1
		国(経済産業省)		1
		栃木県		1
他自治体(大和市)			1	
(社)足利青年会議所		1		
	合計		2,076	

② 安足地区職員研修進協議会研修

区分	研修名	内容	受講者数
基本研修	新採用職員研修	ビジネスマナー・文書、法律基礎、人権等	16
	初級職員研修	情報公開・個人情報、人権、クレーム・マナー等	21
	主事・技師級研修	コミュニケーション、会議運営能力向上、法制執務等	29
	中級職員研修	仕事の意欲向上、企画力	16
政策研修	政策法務研修	政策法務	26
	合計		108

③ 栃木県市町村職員研修協議会等主催研修

区分	研修名	内容	受講者数
管理者研修	管理者研修(講演)	講演会	3
	コミュニケーション・カウンセリング講座	管理監督者のコミュニケーション能力向上手法の習得	1
	職場リーダー研修	部下指導・能力開発の進め方、リーダーシップ	1
	クレーム対応力講座	住民からの要望・苦情への対応能力・説明能力の養成	2
	組織内リスク管理講座	コンプライアンスマネジメント、管理職の責務と組織整備	1
	パワーハラスメント防止講座	パワーハラスメントの理解、防止方策	2
	タイムマネジメント	職務能率を高めるための時間管理を学ぶ	1
	広聴広報力向上講座	効果的な情報発信に関する知識の習得	4
一般職員研修	法務基礎養成講座	法務の基本的理解	2
指導者養成	接遇研修指導者養成研修	内部講師養成研修	2
	JKET指導者養成研修	内部講師養成研修	1
合同研修	情報力研修	情報の整理・分析能力の習得	1
	企画力研修	政策形成の基礎的技法の習得	1
	クレーム対応研修	住民からの要望・苦情への対応能力・説明能力の養成	2
	折衝・交渉研修	折衝・交渉の基本スキルの習得	1
	政策形成能力向上講座	公共マーケティング及び政策法務	1
合計			26

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害(平成25年度)

区分	件数
公務災害	8件
通勤災害	1件

(2) 健康管理(平成25年度)

① 健康講座・健康相談

- 健康講座(6回、190人)「メンタルヘルス」「生活習慣病予防」
- 健康相談(69回、91人)
- 健康チェック(12回、80人)

② 臨床心理士による相談(10回、15人)

③ 各種検診等

検診名等	受検者数(人)	対象者
胸部レントゲン検査	443	全職員
血液・尿検査	463	
内診・血圧測定		
身体計測		
視力・聴力検査		
心電図検査	220	満35歳時・40歳以上の職員
HBs抗原検査	84	消防職員及び希望者
HCV抗体検査	7	希望者
胃がん検診	51	
肺がん検診	23	
大腸がん検診	51	
前立腺がん検診	28	
乳がん検診	90	女性職員希望者(マンモグラフィーは40歳以上)
子宮がん検診	48	女性職員希望者
ダイオキシン類血液検査	1	クリーンセンター職員
特殊健康診断	8	
人間ドック・脳ドック	692	希望者(30歳以上) 栃木県市町村職員共済組合で実施

④ 予防接種

区 分	受診者数(人)
破傷風	26
B型肝炎予防ワクチン	9

(3) 足利市職員共済組合

足利市職員共済組合は、市職員等の疾病、障害、分娩、死亡等に基づく経済上の負担を軽減し、その生活の安定に資するための相互救済を目的として、足利市職員共済組合条例に基づき、設置された互助会組織です。

① 組織及び役員・・・足利市職員等を組合員とした組織

・組合長	副市長	・理事	12名
・副組合長	総務部長	・代議員	46名
・会計役	会計管理者	・組合員数	1,134名(平成26年4月1日現在)
・監事	2名		

② 平成25年度決算額

○給与金会計事業(市からの給与金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
6,829,270円	1,144人	5,970円

○掛金会計事業(組合員の負担する掛金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
21,495,200円	1,144人	18,790円

③ 事業内容

- 給付事業・・・慶弔給付、傷病給付、災害給付
- 福利事業・・・人間・脳ドック補助、体育文化教養部助成、福利厚生委託等

④ 見直しの状況

レクリエーション活動助成について

掛金会計と給与会計で1/2ずつ折半し支出していたが、平成25年度から全額掛金会計で負担することに変更した。

(4) 栃木県市町村職員共済組合

栃木県市町村職員共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として、設立された組織です。

① 構成団体

足利市を含む県内の26市町及び19一部事務組合

② 事業

- 短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。
- 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
- 福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行います。

14 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、関係当事者に適当な措置をとるよう公平委員会に対して要求することができ、公平委員会はそれを審査、判定し、必要な措置をとります。

平成25年度の措置要求は0件。

15 不利益処分に関する不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申立てをすることができ、公平委員会はそれを審査し、裁決又は決定をします。

平成25年度の不服申立ては0件。

16 職員からの苦情の処理の状況

職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し、公平委員会は助言等を行うほか、関係当事者に対し必要な措置をとります。

平成25年度の苦情の処理は 0件。

- ◇ 項目4(1)及び(3)から(5)まで並びに14から16までの記載の対象となる職種の範囲は、企業職(水道事業、工業用水道事業)を除く全職種です。

お問い合わせは人事課(Tel.20-2116)へ。